

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成19年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成21年9月4日

奈良県監査委員	谷川正嗣
同	南田昭典
同	中野雅史
同	岩城明

監査の特定事件（テーマ）

公の施設の管理運営

平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

【全般的な項目】

[知事部局及び教育委員会事務局]

項目	監査結果	措置内容
1 指定管理者制度導入施設について	○ 不要な条項は削除すべき 榎原公苑(明日香庭球場)においては修繕料を実費精算としていないため、「榎原公苑(明日香庭球場)の指定管理に関する協定書」の第33条第2項及び第5項における定めは不要である。 協定書に定める事業実績報告書の様式においても、修繕料の執行状況に関する事項を記載し、かつ設計書、施工写真、支出証拠書類等を添付することが定められているが、当該事項の記載及び書類の添付は不要である。	平成20年4月1日付けで、基本協定の一部を変更する協定書(不要な条項を削除したもの)を締結した。
	○ 応募時の事業計画書記載事項の進捗状況をモニタリングすべき 県は指定管理者制度導入施設について、事業計画書記載事項の実施状況を調査し、必要な勧告を行わなければならない。	平成19年度及び20年度の事業計画書記載事項の実施状況を調査し、不十分なものについては必要な指導を行った。
	○ 修繕料執行管理の妥当性 修繕料に関する支出を証する書類の提出を求めるべき 修繕料を委託料の中で別に定めていない施設については問題はないが、その他の施設については、修繕料は実質的に実費精算となっている。したがって、指定管理者の修繕料支出については県の執行する歳出と同程度の証拠書類を備えることが求められるのであり、最低限支出を証する書類は必ず提出させなければならない。	修繕料を実費精算している施設については、平成20年度から支出を証する書類(請求書、領収書、写真等)の提出を求め確認している。
	○ 事業実績報告書等の提出遅延 指定管理者のモニタリングに必要となる例月業務報告書や事業実績報告書等の提出の遅延が3つの指定管理者で発見された。これらの書類は適時に入手し、問題がある場合は速やかに協議し、改善策を検討しなければならない。	3施設の指定管理者に対し協定書に定める期限までの提出を指導した。 平成20年度は、全施設で期限どおり提出された。
2 直営施設について	○ 原則として一般競争入札を導入すべき 奈良県では公の施設に係る委託業務について、すべて指名競争入札或いは随意契約によっている。 警備業務や清掃業務について直ちに指名競争入札や随意契約に該当するかどうかは疑問が残る。 一般競争入札においても最低制限価格の導入や入札参加資格の厳正な確認によって適切な入札は可能であり、参加業者が不特定多数となることにより潜在的な競争環境を生み出すとともに、県の調達に係る条件、調達先の選定過程、結果について透明性を向上させることから、随意契約の実施理由は、極力限定的に解釈し、原則として競争入札によるべきである。	指摘のとおり、今後は、委託業務に係る随意契約の実施理由について限定的に解釈し、原則として競争入札を実施することとする。

平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

【個別的な項目】

[知事部局及び教育委員会事務局]

項目	監査結果	措置内容
県立美術館(文化課)	① つり銭準備金の金庫管理の強化を行うべき 金庫の設置場所が外部への出入り口からそれほど離れておらず、また、つり銭準備のために日中、両替などで事務所を利用するが、外部から見るのが可能な状態にある。金庫の保管場所について検討すべきである。 ② つり銭準備金の両替時に確認を徹底すべき 両替時の事故などを防ぐためにも両替のための確認表などを作成し、両替内容等が明確に確認・把握できるようしくみが必要である。	事務室の配置上、金庫の設置場所の移動は困難なため、外部から見えにくくするよう衝立パネルを設置した。 両替時の事故を防ぐため、平成20年3月8日から、「両替確認表」による両替を実施し、現金残高を確認している。
万葉文化館(文化課)	① 指定管理者との協定書の状況を整備すべき 協定書に決算書類提出の定めがないため、決算書類を提出することを協定書に明記すべきである。	平成20年3月31日付で、基本協定の一部を変更する協定書(会計年度終了後、決算書を提出しなければならない旨を明記したもの)を締結した。
社会福祉総合センター(福祉政策課)	① 修繕料の執行状況に添付する支出書類は支出の事実が確認できる帳票とすべき 事業実績報告書における修繕料の執行状況及び備品の管理状況の報告にあたっては支出書類を添付することとされている。添付されている資料は銀行への振込依頼書のみであり、修繕料として計上していることが妥当であるかどうかを確かめるためには、例えば納品書や請求書など、他の証拠書類とあわせて検討すべきと考える。	平成19年度実績報告から修繕料の執行状況及び備品の管理状況の報告には、支出証拠書類(見積書、請求書、納品書など)を提出させ、執行状況の報告と相違ないことを確認している。
登美学園(障害福祉課)	① 短期入所(日中一時支援)者からの料金の徴収方法を改善すべき 短期入所(日中一時支援)者からの利用料金は、利用終了時(保護者が迎えに来た際)に保育士や児童指導員が各棟の玄関などで保護者から現金で預かり、事務室で勤務している出納員に手渡している。現金の出納は出納員に委任された事務であり、出納員もしくは分任出納員にあたらない児童指導員や保育士が現金の出納事務を行うことは会計規則に違反した状態であり、早急に是正する必要がある。	短期入所及び日中一時支援事業利用の時間帯が通常勤務の時間外や休日となる場合があることから、円滑な料金徴収の対応として、平成20年4月、保育士及び児童指導員である職員全員と嘱託職員に分任出納員の発令をし、利用料を受領している。
筒井寮(障害福祉課)	① 短期入所児(「児童・短期入所サービス」並びに「日中一時支援事業」利用児)からの料金の徴収方法を改善すべき 短期入所児の利用料金は、利用終了時(保護者が迎えに来た際)に保育士や児童指導員が職員室や児童居室などで保護者から現金で預かり、事務室で勤務している出納員に手渡している。会計規則に違反した状態であることは変わりなく、早急に是正する必要がある。「13. 登美学園」に記載した徴収方法を検討し、いずれかの徴収方法に移行しなければならない。 ② 入所児童の保護者に対する債権管理を適時に行うべき 入所児童の保護者からの利用料金について、滞納を防ぐためには、未納の未然防止、早期の督促が必要不可欠である。少なくとも月次で収入未済額を把握し、納期限までに納入がない場合は速やかに納付を促さなければならない。	短期入所及び日中一時支援事業利用の時間帯が通常勤務の時間外や休日となる場合があることから、円滑な料金徴収の対応として、平成20年4月、保育士及び児童指導員である職員全員と嘱託職員に分任出納員の発令をし、利用料を受領している。 月次ごとに収納の状況を確認し、未納者には毎月、請求・督促を行い、滞納額が増えないよう努めている。

項目	監査結果	措置内容
総合リハビリテーションセンター（障害福祉課） 福祉住宅体験館（長寿社会課） 県営福祉パーク（公園緑地課）	① 修繕料の執行状況及び備品の管理状況に添付する支出書類は支出の事実が確認できる帳票とすべき（共通） 事業実績報告書における修繕料の執行状況及び備品の管理状況の報告にあたっては支出書類を添付することとされている。平成18年度事業実績報告書には総勘定元帳が添付されている。総勘定元帳は単なる内部の会計記録であって、支出の事実や内容を証するものではなく、支出書類を添付させる目的には適合しない帳票である。納品書や請求書、領収書など、支出の事実、支出先、日付、支出内容等を確認できる外部帳票を提出させなければならない。なお、少額の修繕まですべて支出書類を添付することが指定管理者にとって過度の事務負担となるようであれば、定期的に県が出向いて証拠書類を検証し、検証記録を残す方法や、一定額以下の修繕については委託料の中に含めて渡し切りとする（精算しない）方法なども検討すべきである。	平成19年度実績報告から修繕料の執行状況及び備品の管理状況の報告には、支出証拠書類（支出伺書、請求書、領収書などの写し）を提出させ、支出の事実、内容を確認している。
	② 指定管理者の決算書類に係るチェック項目の適用誤り（共通） 当期損益（収益－費用）を評価項目の一つとしているが、これを資金収支差額で評価している。しかしながら、資金収支差額は固定資産の取得支出などで大きく増減するものであり、毎年度の評価項目としては不適切である。当期活動収支差額（もしくは経常収支差額）を評価項目とすべきである。	平成19年度の決算書類のチェックから、当期活動収支差額によるチェックに改めた。
心身障害者福祉センター〔歯科診療所〕 （障害福祉課）	① 修繕料に係る支出書類を提出させるべき 事業実績報告書において修繕料の執行状況が報告されるのみとなっており、支出書類の添付が求められていない。修繕料については支出書類の添付を義務付け、執行状況の報告と相違がないか県が確認する必要がある。	平成19年度実績報告から修繕料の執行状況及び備品の管理状況の報告には、支出証拠書類（見積書、請求書、納品書など）を提出させ、執行状況の報告と相違ないことを確認している。
	② 所在地移転に伴い条例を改正すべき 当施設は平成6年に心身障害者福祉センター内から社会福祉総合センター内に移転したが、条例の改正が行われていないため、現在は所在していない心身障害者福祉センター条例の中で位置づけられている。実際の所在地に合わせて条例も改正すべきである。	歯科診療所については、奈良県心身障害者福祉センターの業務として実施しているため、条例の所在地の変更は要しない。
	③ 例月業務報告書を協定書に定める期限までに提出させるべき 協定書第23条において、例月業務報告書を翌月の10日までに提出しなければならないこととされているが、平成18年度のうち、5～9月、11月、12月については翌月の11日以降の提出となっていた。協定書に定められた事項を厳守させる必要がある。	指定管理者に対し協定書に定める期限迄の提出を求め、その結果、平成20年4月以降は全て期限迄に提出があった。
精華学院（こども家庭課）	① 早急に改築等の災害対策を実施すべき 精華学院は昭和40年に建築され、その後補修は行われているものの施設はかなり老朽化している。耐震構造にもなっていないとのことであり、早急に改築などの対応が必要と考える。	平成21、22年度の2カ年で建物の建て替え工事を実施する。

項目	監査結果	措置内容
西奈良県民センター(協働推進課) 大淵池公園(公園緑地課)	① 決算書類を協定書に定める期限までに提出させるべき(共通) 協定書第30条において、指定管理者グループを構成するすべての構成員は自社の決算終了後1ヶ月以内に決算書類を県に提出することとされているが、グループ5社の決算期がすべて異なるにも拘わらずまとめて提出されている。今後は、各社の決算終了後速やかに個別に決算書類を入手・検討する必要がある。	指定管理者グループ構成員各社の決算終了後に速やかに決算書類を提出するよう指導を行い、平成20年度は各社とも速やかに提出があった。
	② 修繕料の支出額を証する書類として請求書を提出させるべき(共通) 修繕料の執行状況に関する事項の報告に添えて、支出額を証する書類として領収証を提出させているが、修繕料以外の支出分も含めて領収証が発行されているため、修繕料分の金額を確認することができない。領収書の内訳が把握できるよう、業者からの請求書も合わせて提出させるべき。	修繕料の金額を確認できる書類を求め、平成19年度事業報告は、修繕に対応する領収書及び請求書の提出がされていることを確認した。 平成20年度からは、修繕終了後に修繕に対応する領収書及び請求書が提出されている。
	③ 環境配慮への取組状況に対する評価を適切に行うべき(共通) 環境配慮への取組状況に対する評価結果は、評価の観点がずれている。そもそも、環境配慮に対する取組みについては業務実施計画書及び事業実績報告書への記載がなく、実施状況の評価することができない。各年度の取組計画を業務実施計画書に記載するとともに、事業実績報告書において計画に対する実施状況を報告させなければならない。	指定管理に関する協定書に基づき、省エネルギーの徹底、廃棄物の排出抑制、グリーン調達などの対応を記載するよう指示を行い、平成20年度業務実施計画書には以下の取組みが記載されていることを確認し、実施状況を報告させた。 具体的な取組みとしては、①壁面緑化の推進や電気使用量監視装置を設置することで、消費電力の削減を図る。②利用者に対するゴミの持ち帰りの呼びかけの継続やゴミの分別処理の徹底。③再生紙100%使用のトイレトペーパーの購入。
県営プール(スポーツ振興課)	① 指定管理者に対して評価結果を通知すべき 保健体育課では、指定管理者の業務実施結果について指定管理者から例月業務報告書及び年間業務報告書を受け取るのみであり、運営目標の達成度等に対する評価結果を指定管理者に対して通知することは行っていない。指定管理者の業務に対する評価及びそれに基づく改善の指示を指定管理者に対して通知することは極めて重要であり、それらを次年度の運営目標に反映していかなければならない。手引きを参考に評価結果の通知及び改善指示を行わなければならない。	平成18年度及び19年度事業実績報告に係る評価結果を指定管理者へ通知した。
	② 修繕料の支出額を証する書類の添付漏れ 平成18年度の事業実績報告書を査閲したところ、2件行われた修繕料の執行のうち1件の領収書しか添付されていなかった。修繕料の支出については実費精算となっており、県が支出するものと同等の管理水準が求められる。設計書、施工写真、支出証拠書類等をすべての修繕料の執行について提出させなければならない。	平成19年度事業実績報告から修繕料の執行状況の報告にあたっては、設計書、施工写真、支出証拠書類(請求書、領収書等)を提出させ確認を行った。

項目	監査結果	措置内容
檀原公苑[明日香庭球場](スポーツ振興課)	① 協定書の不要な条項は削除すべき 協定書に不要な条項が発見された。協定書を修正する必要がある。	平成20年4月1日付けで、基本協定の一部を変更する協定書(不要な条項を削除したもの)を締結した。
	② 運営目標未達成に対する評価及び原因の究明が不十分 運営目標は十分に検討して努力により到達可能な水準を設定し、結果の評価は厳密かつ詳細に行い、具体的な改善計画、翌年度の運営目標につなげなければならない。	平成19年度の達成状況を踏まえ、平成20年度に運営目標(コート稼働率)の見直しを行った。
	③ 利用者満足度調査の結果をより詳細に分析し、改善に結び付けるべき 調査結果を詳細に分析し、翌年度以降の改善に向けた取組みへ結び付けなければならない。	利用者満足度調査の結果を踏まえ、平成20年度には南トイレの水洗化、中コートの改修工事など施設面の充実を図った。また、平成21年4月からコートの利用時間単位を2時間から1時間単位に変更し利便性の向上を図った。
	④ 指定管理者に対して評価結果を通知すべき 保健体育課では、指定管理者の業務実施結果について指定管理者から例月業務報告書及び年間業務報告書を受け取るのみであり、運営目標の達成度等に対する評価結果を指定管理者に対して通知することは行っていない。指定管理者の業務に対する評価及びそれに基づく改善の指示を指定管理者に対して通知することは極めて重要であり、それらを次年度の運営目標に反映していかなければならない。手引きを参考に評価結果の通知及び改善指示を行わなければならない。	平成18年度及び19年度事業実績報告に係る評価結果を指定管理者へ通知し、自主的な運営改善を促した。
中央卸売市場(農林部総務室)	① 委託契約の実施方法を検討すべき 市場環境保全業務(花壇、生垣整備など)については緊急雇用対策でつくった事業であるため随意契約となっているが、花壇、生垣整備などについて随意契約とする理由としては適当でないと考える。市場環境保全業務については入札を実施することも含めて、契約のあり方について検討すべきである。	平成21年度から環境保全業務の内容を見直し、入札を予定している総合警備清掃事業に統合した。
浄化センター公園(公園緑地課)	① 修繕料の執行状況に添付する支出書類は支出の事実が確認できる外部証憑とすべき 事業実績報告書における修繕料の執行状況の報告にあたっては支出額を証する書類を添付することとされているが、支出額を証する書類として見積書が添付されている。請求書及び領収書、振込金受取書など、支出の事実、支出先、日付、支出内容等を確認できる外部証憑を提出させなければならない。	平成19年度事業実績報告から修繕料の執行状況報告には、支出証拠書類(見積書の他、請求書、支出伝票等、支出の事実、支出先、日付、支出内容を確認できる書類)を提出させ、執行状況の報告と相違ないか確認している。
	② 環境配慮への取組状況に対する評価を適切に行うべき 再生紙利用やクーラー設定温度、文房具のリサイクル品購入といった取組みに対する聞き取り調査を行うだけでなく、事業計画書に記載されている事項を業務実施計画書に具体化し、その実施状況を評価しなければならない。	事業計画書で提案された植栽管理において、刈り取った草を、マルチング材として、雑草押さえに使用する取組みについて、業務実施計画書に記載させ、実施状況の確認を行った。
第二浄化センタースポーツ広場(下水道課)	① 修繕料に係る支出書類を提出させるべき 委託料に含まれる修繕料のうち、修繕に使用しなかった額が生じた場合は、指定管理者は使用しなかった額を翌年度の4月末までに県に返還するものとされている。しかしながら、指定管理者から年1回提出される事業実績報告書において修繕料の執行状況が報告されるのみとなっており、支出書類の添付が求められていない。修繕料については支出書類の添付を義務付け、執行状況の報告と相違がないか県が確認する必要がある。	平成19年度事業実績報告から修繕料の執行状況の報告にあたっては、支出証拠書類(請求書、領収書等)を添付させ、執行状況の報告と相違がないか確認している。

項目	監査結果	措置内容
社会教育センター研修施設[研修棟・宿泊棟] (人権・社会教育課)	① 月例業務報告書の提出遅延 協定書第23条において、例月業務報告書を翌月の20日までに提出しなければならないこととされている。協定書に定められた事項を厳守させる必要がある。	指定管理者((財)奈良県文化事業団)に対し協定書に定める期限までの提出を求め平成19年度分からは正されている。 なお、現在の指定管理者(平成20年4月以降)は全て期限迄に提出している。